

ポーランド週報

(2023年9月14日～2023年9月20日)

令和5年(2023年)9月22日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 「市民連立」(KO)による女性向け選挙キャンペーン 選挙キャンペーンの評価に関する世論調査 外務省ビザ行政を巡る汚職の疑いに関する報道ぶり 第二次世界大戦中にポーランドが旧ソ連から被った損害に関するレポート作成を巡る報道 ヴィエルシュフにおける疑似議会選挙の実施 「第3の道」、10月1日の「One Million Hearts March」デモ行進には加わらないと発表 各党の2025年大統領選挙候補に関する報道 野党が議会選挙に勝った場合の首相候補に関する世論調査 演習「秋の火力23」 ドゥダ大統領及びラウ外相の第78回国連総会参加 外務省による駐ポーランド・ウクライナ大使の召還 モラヴィエツキ首相によるウクライナへの武器供与中止発言								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ロシアで登録された車両の入国禁止措置に関する内相発表 ベラルーシとの国境の現状等を議題とした委員会が開催								
経済 ポーランドとウクライナ間の穀物輸入を巡る貿易摩擦 ポーランド投資貿易庁 (PAIH) 長官のインタビュー発言 2024年の公的債務はGDPの4. 5%に達する インフレ加速、食品価格の上昇率が最も高い上位7カ国にポーランド ポーランドの2023年の実質賃金は前年比1. 7%増 グリーンエネルギー補助金制度の申請要件に関する規則案の発表								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間 10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

政 治	内 政
-----	-----

「市民連立」(KO)による女性向け選挙キャンペーン【14日】

14日、「市民連立」(KO)の女性政治家たちは、女性に焦点を当てた「Women to the elections」というアクションを起こし、有権者と会合を開く際に女性向けのKOの公約について問題提起すると発表した。また、KOによれば、選挙活動の最終日まで「女性バス」がポーランド全国を回り、女性による体外受精への補助金、出生前検診へのアクセス、妊娠12週目までの妊娠中絶の権利など、女性のためのKOの公約をPRするという。最近CBOSが行った世論調査によれば、特定の支持政党を持たない層のうち、女性と若年層が過半数を占めているため(それぞれ62%と61%)、女性に対する働きかけはKOの選挙キャンペーンにとって極めて重要な要素を成すと考えられている。

選挙キャンペーンの評価に関する世論調査【14日】

14日、ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRISが行った今回の選挙キャンペーンについてのポーランド人の評価に関する世論調査結果を発表した。64.2%が過去に比べてより残酷である、25.5%が依然と何も変わらない、1.8%が過去に比べてあまり残酷ではない、8.5%がわからないと考えていることがわかった。また、今回の選挙キャンペーンは過去に比べてより残酷であるという意見を持っている64.2%の人々のうち、57.6%は「法と正義」(PiS)が、42.0%は「市民連立」(KO)に原因があると述べた。

外務省ビザ行政を巡る汚職の疑いに関する報道ぶり【14日～18日】

14日、外務省ビザ行政を巡る汚職の疑いについて、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、金銭の授受を通じてポーランドのビザが発給されていたことをラウ外相は何度も知らされていたと報じた。また、同日、ポータル・サイト「Onet」は、ヴァヴジク元外務副大臣が、2万5千～4万ドルを払ったポリウッド映画クルーを装うインド人グループに対し、ビザを発給するよう在外公館に指示を出していたと報じた。さらに、同日、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首は、本件を「ポーランドにおける21世紀史上最大のスキャンダル」と呼んだ。なお、同日、国家検察庁は、容疑がかかっている関係者7名に対して訴えを起こすとともに、そのうちの3名が既に拘留中であると発表した(注:ヴァヴジク元外務副大臣には何の容疑もかかっていない)。

15日、外務省は、オサイダ法務・コンプライアンス部長を解任し、雇用契約を解除したとともに、外務本省領事局及びすべての領事館の監査を命じたほか、

2011年以降ビザ発給申請受付業務を委託していたすべてのアウトソーシング企業と結んでいた契約を解除すると発表した。また、同日、RMF-FMラジオは、ヴァヴジク元外務副大臣が自殺未遂を犯し、病院へ搬送されたと報じた。さらに、同日、グロツキ上院議長は、テレビ演説を行い、本件を「21世紀史上最大の不幸事」と呼んだ。

16日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首兼副首相は、「大事件など起きておらず、小事件ですらない。単なる一部の人々による愚かで実に犯罪的な考えであり、そのような人々の大部分は、権力機構とは何の関係もない。」と述べた。同日、ヴィテク下院議長は、演説を行い、国家機関は適切に対応しており、ビザ発給に関する不正が生じているのを発見したと述べ、移民という現実の問題から注意をそらすために、野党が嘘まみれのマシンを解き放った、と野党を強く非難した。

17日、ラウ外相は、自らが辞任することはまったく考えておらず、「ビザ・スキャンダル」などというものは存在しないと述べた。

18日、ジェチポスポリタ紙は、本件が選挙に与える影響について世論調査機関IBRISが行った世論調査結果を発表した。いわゆる「ビザ・スキャンダル」がPiSの選挙結果に影響を及ぼすかどうか問われ、ポーランド人の31.0%が「はい」、39.7%が「いいえ」と答えた。なお、21.4%は「本件について認識していない」、7.9%は「わからない」という結果が出た。

第二次世界大戦中にポーランドが旧ソ連から被った損害に関するレポート作成を巡る報道【15日】

15日、ガゼタ・ポルスカ紙は、第二次世界大戦中にポーランドがソ連から被った損害に関する報告書の作成が進められており、9月19～20日にプルシュクフで会議が開かれ、専門家チームが正式に作業に取り組むと報じた。同紙によれば、ソ連がもたらした損失について報告書をまとめるのは、ソ連から被害を受けた地域が現在のポーランド国境の外にもまたがっているため、ドイツから被った損害をまとめる作業よりも困難を極めるという。

ヴィエルシュフにおける疑似議会選挙の実施【17日】

17日、ウツキエ県のヴィエルシュフにおいて、エンターテイメントとしての疑似議会選挙が行われた。「Poland in a nutshell」と呼ばれるヴィエルシュフでの疑似議会選挙は、その後行われる本物の議会選挙にかなり近い結果が出るとして、毎回注目を集めている。今回の疑似議会選挙では、野党「市民連立」(KO)が34.08%の支持を得て首位に立ち、勝利を収めた。与党「法と正義」(PiS)は、32.32%の支持を受けて2位の座を占めた。3位は11.94%の

票を得た「第3の道」、4位は6.64%の支持を受けた「同盟」、5位は6.35%の支持を得た「新左派」であった。

「第3の道」、10月1日の「One Million Hearts March」デモ行進には加わらないと発表【18日】

18日、「第3の道」、つまり「ポーランド2050」と「農民党」(PSL)は、10月1日に予定されている、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首がイニシアティブをとる反「法と正義」(PiS)政権デモ「One Million Hearts March」には加わらないと発表した。また「第3の道」は、9月30日から10月1日の週末には別の計画を立てており、有権者と1,000件の会合を開くと述べた。

各党の2025年大統領選挙候補に関する報道【19日】

19日、ジェチポスポリタ紙は、2025年大統領選挙の文脈において、ブワシュチャク国防大臣が「法と正義」(PiS)の大統領候補に挙がっていると報じた。そのほかのPiSの政治家のうち、大統領候補に挙がる可能性が出ているのは、モラヴィエツキ首相、シ

ドウウォ欧州議会議員(前首相)、ヴィテク下院議長などである。PiSの関係者曰く、議会選挙を経て状況がよりクリアになれば、カチンスキPiS党首は決断を下すという。他方、「市民連立」(KO)については、現時点で大統領候補に挙がっているのはワルシャワ市長を務めるチシャスコフスキ「市民プラットフォーム」(PO)副党首のみである。

野党が議会選挙に勝った場合の首相候補に関する世論調査【20日】

20日、ジェチポスポリタ紙は、野党が選挙に勝った場合に誰が首相に就くかについて世論調査機関IBRiSが行った世論調査結果を発表した。22.7%がトウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首、同じく22.7%がチシャスコフスキPO副党首兼ワルシャワ市長の名前を挙げた。そのほか、4.6%がホウオヴニャ「ポーランド2050」代表、3.7%がコシニャク＝カミシュ「農民党」(PSL)党首、2.8%がボサク「同盟」共同代表、2.6%がメンツェン「同盟」共同代表、1.5%がチャジャスティ「新左派」共同党首を首相候補に挙げた。なお、男性はトウスクPO党首を、女性はチシャスコフスキPO副党首を推す傾向が強いという。

外交・安全保障

演習「秋の火力23」【17日】

17日、ブワシュチャク国防大臣は、ベモヴォ・ピスキエ演習場において開催された演習「秋の火力23」を視察し、「1939年9月17日、ソビエト・ロシアがポーランドに侵攻した。当時、我が祖国はドイツの侵攻から自国を防衛していたため背後から一撃を受けた。今日、我々は、ポーランド軍を強化して、再建しつつあるロシア帝国を抑止するために、あらゆることを行っている。ポーランド軍は、ポーランドの国土を隅々まで防衛するために強くなければならない。」と述べた。

また、同国防大臣は、「2015年以前、ポーランドの真の防衛ラインはヴィスワ河であった。これは2011年に前政権によって承認された防衛計画である。当時は、ヴィスワ河を2週間の間防衛し、その後、同盟軍が増援することが期待されていた。1939年当時、我々は孤独であった。今、我々は世界最強の同盟の中にいる。我々はNATOに加盟していることを誇りに思っているが、誰も我々のために国を守る責任を負ってはくれない。そのため、前政権が部隊を廃止した場所で、我々はそれらの部隊を再建している。」と補足した。

ドゥダ大統領及びラウ外相の第78回国連総会参加【17日～23日】

17日から21日にかけてドゥダ大統領が、17日から23日にかけてラウ外相が、それぞれNYを訪問し、第78回国連総会に参加している。NYでドゥダ大統

領は、SDGサミットに参加し、一般討論演説を行った。また、ドゥダ大統領は、グテーレス国連事務総長、エルドアン・トルコ大統領などと会談を実施した。ラウ外相は、ドゥダ大統領に同行すると共に、国連総会ハイレベルウィークの機会に多数の二国間会談を行う予定である。

外務省による駐ポーランド・ウクライナ大使の召還【20日】

20日、ズヴァリチ駐ポーランド・ウクライナ大使が外務省に緊急召還された。外務省では、ヤブウォンスキ外務次官が同大使を迎えた。この召還は、ポーランドによるウクライナ産穀物の禁輸を巡ってゼレンスキー大統領が国連総会ハイレベルウィークで行った一般討論演説が背景にある。ヤブウォンスキ次官は、19日の国連総会においてゼレンスキー大統領が演説を行い、一部のEU諸国が連帯するふりをしながら間接的にロシアに支援を行っていることについて、ポーランドの強い抗議を伝えた。また、ヤブウォンスキ次官は、ポーランドとの関係ではこのようなテーゼは真実ではなく、さらに、戦争の初期からウクライナを支えてきたポーランドに対しては特に不当であると指摘した。

モラヴィエツキ首相によるウクライナへの武器供与中止発言【20日】

20日、ポーランドはウクライナに武器を送らない、とモラヴィエツキ首相が発表した。民放テレビ局のポ

ルサット・ニュースに出演したモラヴィエツキ首相は、ポーランドは「ロシアの野蛮人」に対する勝利に向けて貢献しているが、ウクライナ産穀物の輸入によるポーランド市場の不安定化には同意できないと述べた。また、ウクライナに武器を送る代わりに、ポーランドは現在「最新の武器で自国を防衛している。」と

モラヴィエツキ首相は述べている。さらに同首相は、「自国を守りたいのであれば、守るための手段を持たなければならない。我々はその原則を守っている。これこそ、我々が発注を増やした理由なのだ。」と述べた

治 安 等

ロシアで登録された車両の入国禁止措置に関する内相発表【16日】

カミンスキ内務・行政大臣は、9月8日に欧州委員会がロシアで登録された車両の EU 入域禁止のガイドラインを示したことを受け、9月17日午前0時からポーランドの国境で当該禁止措置を施行することを発表した。

内相によると、ロシアで登録されたトラックについては既にポーランドへの入国が禁止されているが、今回の措置では、車両が商用か私用か、また、運転手がロシア国籍者か否かを問わず、ロシアで登録されたいかなる車両も入国が禁止されるという。今回の措置は、ウクライナにおける残虐な戦争行為に関連し、ロシアとその国民に課される制裁の一つとした。

ベラルーシとの国境の現状等を議題とした委員会が開催【20日】

カミンスキ内務・行政大臣は、ベラルーシとの国境

付近に位置するポドラスキエ県クリンキの国境警備隊支部で、ポーランドとベラルーシの国境の現状や強化策を議題とした国家安全保障・国防に関する委員会を開催した。ブワシュチャク国防大臣やジョブロ法務大臣も参加した。

カミンスキ内相は、委員会後の記者会見で、「国境警備隊員や兵士は、政治的見解に関係無く、ポーランド国家と全ての国民のために国境で非常に重要な素晴らしい仕事をしている。」と述べた。また、ジョブロ法務大臣は、同国境に関するドキュメンタリー映画「The Green Border」に触れ、「国境を守るポーランド治安関係者に対する批判は、プーチン大統領とルカシェンコ大統領を確実に喜ばせている。これは、ホランド監督の発言と映画資料が既にロシアとベラルーシのプロパガンダに利用されているという事実によって証明されている。しかし、ポーランド人の大多数が、我が国の安全を守る治安関係者に心を寄せていると私は確信している。」と述べた。

経 済

経済政策

ポーランドとウクライナ間の穀物輸入を巡る貿易摩擦【20日】

ポーランドとウクライナの間で、穀物の輸入をめぐる貿易摩擦が激化しており、両国が互いに農産物の輸入禁止や禁輸措置を講じるなど、懸念が広がっている。しかし、これらの措置による実際の経済的影響は比較的小さいとみられる。ポーランドの対ウクライナ輸出は7月までに61億ユーロに達し、穀物はその0.5%、3,600万ユーロに過ぎない。ウクライナのポーランドへの穀物輸出額は2億3,100万ユーロだが、ウクライナにはイタリア、スペイン、中国、インドネシア、エジプトなど、より重要な貿易相手国がある。

この危機は、農業にとどまらず、より広範な政治的影響を及ぼしている。ジェチポスポリタ紙は、ポーランドの政治家たちに対し、メディアを通じてのコミュニケーションではなく、交渉のために座るよう求めている。この経済摩擦は、ポーランドとウクライナ間の軍事供給ルートにも影響を与える可能性があり、ポーランドは、外交的孤立から、ポーランドの安全保障と国際的地位に影響を与えかねないと警鐘を鳴らしている。

ポーランド投資貿易庁(PAII)長官のインタビュー発言【20日】

パヴェウ・クルタシュPAII長官は、ガゼタ・プラブナ紙のインタビューの中で、ポーランドは大規模な投資を誘致する準備ができていると語った。ポストコロナとウクライナ戦争による地政学的な混乱にかかわらず、常に利用可能な国に生産能力を持つことが重要になっている。加えて、米国が中国に科した制裁措置も、アジアからヨーロッパへの生産移転につながった。この制裁措置は、主に日本や韓国の企業の側に、突然、大陸の中央部や東部の国々を通じてヨーロッパ市場へのアクセスを求める動きを引き起こした。その結果、ポーランドは大規模な投資を誘致できるようになり、その恩恵を受けることになった。

クルタシュ長官はポーランドへの外国直接投資(FDI)の流入について楽観的な見方を示した。2023年上半期の外国直接投資額は50億ユーロに達した。これは、大きな飛躍であるが、これは、ポストコロナとウクライナ戦争勃発後に起こった変化によるもので、企業は、生産資産がどこにあるかがいかに重要かを学んだ。これは、新しいベンチャー企業がターゲット市場に近い世界の他の地域に立地することをますます望むようになった傾向であり、その最たるものがア

アメリカとヨーロッパである。今日、アメリカが生産能力を再構築し始めているという事実は、政府の状況認識も変わりつつあることを証明している。これまでアメリカ人は、多くの工程をアウトソーシングできると考

えていたが、これはヨーロッパでも発展する傾向であるとクルタシュ長官は述べた。

マクロ経済動向・統計

2024年の公的債務はGDPの4.5%に達する【16日】

ポーランドの公的債務は大幅に増加し、名目ベースで最大の債務を累積している。2023年の予測では、公的債務は1兆7,000億ズロチに迫り、8年前に比べて約7,700億ズロチ増加している。しかし、名目上の数字にもかかわらず、政府はポーランドの財政は比較的安定していると主張しており、特に他のEU諸国と比較した場合、今年度の債務残高対GDP比は15カ国が上回ると予想されている。とはいえ、一部の専門家は、ポーランドの財政の安定性は見かけほど安全ではないと警告しており、債務処理費用の増加や財政拡大がもたらす潜在的な影響について懸念している。

インフレ加速、食品価格の上昇率が最も高い上位7カ国にポーランド【19日】

ポーランドは、2020年1月から2023年6月までの間に38.9%もの価格高騰に見舞われ、特に中東欧諸国に影響を及ぼしている。ハンガリーが68.5%と最も高く、リトアニア、エストニアがこれに続く。この乖離は、当初の物価水準、通貨安、外的ショックなどの要因によるものと考えられる。ポーランド国立銀行(NBP)は、金利調整のコミュニケーションとタイミングを懸念事項として指摘し、NBPはその役割を

認めつつも、経済を安定させるための努力を強調している。それにもかかわらず、政策決定者による決定が食品価格インフレの状況を招いたという意見もあり、インフレ圧力への対応における中央銀行のコミュニケーションと意思決定プロセスの重要性が強調された。

ポーランドの2023年の実質賃金は前年比1.7%増【20日】

ポーランドの平均賃金は年率で物価を上回るペースで上昇しており、消費者需要の押し上げが期待されている。しかしながら、財政見通しの改善にもかかわらず、消費者はより大きな支出に慎重な姿勢を崩していない。8月の企業部門の平均賃金は前年同月比11.9%増、実質賃金は同約1.7%増と、2022年2月以来の速さで上昇した。この実質賃金の上昇は、2023年第2四半期に前年同期比で3%近く減少した個人消費の後退に終止符を打つ一助となりそう。しかし、インフレ率の低下と消費者の期待は、近い将来の物価の安定または下落を期待し始めるため、消費者需要の回復を遅らせる可能性がある。全体として、経済状況は改善しているものの、慎重な姿勢とインフレ期待の低下により、個人消費は緩やかに回復する可能性がある。

エネルギー・環境

グリーンエネルギー補助金制度の申請要件に関する規則案の発表【20日】

開発・技術省は、ネット・ゼロ・エミッション経済への移行プログラムの下、グリーンエネルギー補助金制度における起業家の申請要件を規定した規則案を発表した。これは、グリーンGXに焦点を当て、化石燃料や非エコエネルギー源等からの脱却を目指す、より広範なEU政策の一環である。このため、特定の産業に対する国による共同資金援助は、EUが禁止している国による補助とはみなされない。

マッキンゼー・アンド・カンパニーの報告書によると、2020年のポーランドは、EUの中でアイルランド、チェコ、エストニア、オランダに次いで、国民1人当たりの温室効果ガス排出量が5番目に多かった。ポー

ランドで排出された358トンのCO2換算量の約68%は、電気や熱(暖房等)の生産によるものである。

開発・技術省は今回のグリーンエネルギー補助金制度がこの状況を変えるためのものと述べており、補助金を申請できるのは、バッテリー、ソーラーパネル、風力タービン、ヒートポンプ、CO2回収装置の製造業者などである。このプログラムの受益者は、少なくとも1.1億ユーロを支出し、少なくとも50人を雇用しなければならない。さらに、低排出をコミットする宣誓書及び財政問題がない旨の宣誓書を提出する必要がある。

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・

サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届(ORRネット)への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細: <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「着物とは、着る物のことだ」【2023年7月21日(金)～11月26日(日)】

ヴロツワフ市ヘンリク・トマシェフスキ演劇博物館で、展覧会「着物とは、着る物のことだ」が開催中です。日本の伝統文化や日本のファッションを紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Teatru im. Henryka Tomaszewskiego, Pl. Wolności 7A, Wrocław

詳細: <https://muzeum.miejskie.wroclaw.pl/exhibition/kimono-czyli-cos-do-noszenia/>

【予定】シベリア孤児帰国100周年記念式典 IN ポーランド【2023年9月26日(火)15時】

ワルシャワ市のマリOTTホテルで、シベリア孤児帰国100周年記念式典が開催される予定です。シベリア孤児末裔の家族やシベリア孤児研究者、ポーランド政府などを広く招待し、シベリア孤児帰国100周

年を祝うイベントです。講演会、ワークショップなどが開催される予定です。

開催場所： Hotel Marriott Warszawa 、Aleje Jerozolimskie 65/79

詳細：<https://siberianchildren.pl/pl/ceremonia-upamietnienia-setnej-rocznicy-przybycia-dzieci-syberyjskich-do-japonii-odbywajaca-sie-w-polsce-2/>

〔予定〕世界の文化に触れてみよう～ストシェリン日本デー～【2023年9月28日（木）～30日（土）】

ストシェリン市文化センターで、ストシェリン日本デーが開催される予定です。日本画に関するの講演会及び展覧会、日本武道・作法のデモンストレーション（尾川流）などが行われる予定です。

開催場所： Strzeliński Ośrodek Kultury、Adama Mickiewicza 2, 57-100 Strzelin

詳細：<https://kultura.strzelin.pl/cownowego/kalendarz/szczeg%C3%B3w%C5%82y%20wydarzenia/228/103/dni-japonskie-poznaj-kulture-swiata>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(news@mail@wr.mofa.go.jp)